軽微変更の手続きについて

施行規則第 42 条に該当する軽微な変更事項については、jRCT で届出された後、
以下 3 点を治験ネットワーク福岡臨床研究審査委員会事務局（以下、事務局）へ
提出してください。

・統一書式 6　軽微変更通知書
・様式第三　実施計画事項軽微変更届書
・様式第一　実施計画

＊統一書式 6 の変更内容欄に、「別紙のとおり」ではなく、様式第三の変更内容記載事項を記載している場合は、様式第三の提出省略可。

事務局で確認し、書類を受領した旨のメールをお送りしますので、
研究者側は事務局からのメールが届いた時点で臨床研究審査委員会への通知手続き完了となります。
事務局では受領した後、原則として直近の委員会でまとめて報告します。